

3. 令和7・8年度単価改定に向けた考え方

3-1 令和7・8年度の単価見直しの考え方

■維持管理負担金見直しの方向性（案）

- ① 県の一般会計繰入金の見直し
→ 県の一般会計繰入金として交付税措置額を満額充当
- ② 単価の設定方法の見直し
→ 県下統一単価から処理区別単価へ移行

3. 令和7・8年度単価改定に向けた考え方

3-1 令和7・8年度の単価試算案

■単価試算の考え方

- ・ 令和4年度決算ベースで試算
- ・ 県の一般会計繰入金として交付税措置額を満額充当
- ・ 現行単価から上昇しないように、一般会計繰入金を第二処理区、吉野川処理区、宇陀川処理区に重点配分し、残額を第一処理区へ配分

	第一	第二	吉野川	宇陀川	現行
一般排水単価 (円/㎡)	48.5	54.0	54.0	54.0	54.0
一般会計繰入金 (千円)	32,855	459,477	381,874	340,348	400,000

※現時点での試算結果であり、確定したものではありません

(参考) 一般会計繰入金を資本費按分で各処理区に配分した場合

	第一	第二	吉野川	宇陀川	現行
一般排水単価 (円/㎡)	39.8	58.0	111.0	188.3	54.0
一般会計繰入金 (千円)	636,404	337,156	139,264	101,746	400,000

※現時点での試算結果であり、確定したものではありません